結要四

113
914
3

甲陽軍鑑末書結要本　四之巻目録

花房仙次郎氏寄贈

一　右吾悪之人七箇条之事　付　右七ヶ条而
第六箇条目ニ有弱三ヶ条之事

一　有弱者廿三箇条之事

一　有弱者若虎押強邪危者記ル四ヶ条之変

一　家中悪ク仕成手段之嗜四ヶ条之事

一　大将ニ心得之事

一　當代日本上下沙汰仕ル古之大将十二人之事

一　当代家国六大将之事

門 413
號 914
巻 3

甲陽軍鑑末書結要本　四之巻下

○大きに悪しき人七箇條之事

第一件ハ有之心よはき人ハ右之者能悪りかなく
心よて思案更々の分別して一人乃一心に納
てよりハ人をも正路正儀にて性根つよく候て
悪きこと悪欲が氣乱して不出皆正道正路は
必定之心の静なる故律よく生れ付手本を
以て大かたしぬなる人ハ大通大徹して
發明の人也千人万人の中にしも人千人有て
なし

第二　若き者の早死重き怪死さくき禍ゆき
此ゆへに中に一種究生れ付て始よりある
人ハ百歳百人の中に四三人ならではなし子細を
能道理よりとくときてハ中々むつかしよし重説
かゝるに併よく用ゆ立亦や此人々くる
やそて三河の丸立に上る急死ハ能禍斜へ立入
古し名人の仕置いか取る正正縁を
すらひおくいりてよく名人となる人へし仕
武士計にあるとも和歌より一人ものし学文乱

此仁ハ都家なりとも大剛强にて死せいで不叶
ところハむかしよりまし死なり

第三　諸人の見聞くがひの藝を仕者も右発明
大通大徹に至る迄に甚藝に二種あるく
とかんがへ見へし大三種の内一種ハ大藝
是ハ正名の藝なる又一種ハちいさき藝
まであるハ大藝ハ正名なれ伺ときてかし
またものハ十年学して上手となる大藝
凡ハ大なるうることがひの習にて芸文を明のに

すこしきこしめし世ハ必ず身に心つけて能道理に
ゑらるれ郭巨を何保太夫入道郭巨小塩ゐ
と云ものハおのの道の藝花名人や芸事ハ見事
てきらふ人なし小蔵芸ハ小芸哉ハでも浄る
又三やきせんへなしと云ものハちかうひがきれ
八日十日哉ハ六十日百日してそ上手になる也人
ありに四分る事なしさて又ひとたび山とハ大蔵芸
ある上手よあしつまで事欲かたるさらさし
上手ハすくなし大蔵芸ハ帝王将軍ニて御国

郡をお大名の前にても望や小蔵芸をも見
事ておもしろからず喝よ存るなり小
蔵芸太蔵芸ともににけをすく面白おもハず
ハ気やさしき中ハ女浮雲うハつらなる無分
別なる物又儀事の蔵芸ハ志深三だん哉
を外男女見なしく仏法を定る也面白き
一又三んなる小芸でも浄るりとハさらしにて
事あらし嘲と存るハ心やとさらして芸の
知らん者鉄砲中ニまんへ下のある人ハ百人

試百人の中にも人指人ありとされをつもりて一人
一人まことある仁は千人萬人一所人をすてる
しかも余情大弱常の人なり
第四大天弱の人は中にも三の品乃生れ付の人ありて一に
中部の者　二にはいまんなる者　三に自ら惑ふ者
四にわたてる者　六に字のあやまる者　七には心得すく
口きゝく者　又大度の人は好ます下なくして難
なるを中分の人や下ますくして早く
といまんの人や　ますく下ますくしておと

きとまをる人なり下ますく下なくして
かるをわたてる人なり下ますく下ますして様
も弟は字のあやまる人に好ます下ますくしく
さくきは十分なしの口きゝくほとや也
此ます下ますの人は必定せしむる此あや
第五大身大勇は人を見ることなき邪道を七つ
一中部の人を静謐なる人はみん邪にするわ
二にもよんの者を能くやの者によんらみすり
三に自らとうするものをよくおもの人は見る損ずるや

四　世をへつらふ者ハさもや今上ニおゐて守れ
よき人と能わるき人ニ見らるゝこそなれ　世へつらひ
ふみなや今是れなのハ大事なれハ必おそれ
なれなり

五　誠あれハ人ハ卯にあくして立とも
いつ手すひハ万事用ニても然るをよく知
こゝ死すの外にハ捨こゝなりまなり

六　十方なくわいふ人ハ口たゝきとて百姓
いつて友信ある誠ハよるまわやれかへしにする

能き一言も不足なくあれハ能武士なりとこそ
我ハ物と見れし特性とある人残らむしかり
中よりあれハ何と死者とも侍るに出家なり
とよくさゝきものゝこゝろにこそなるの也

七　物まくてかたき人ハ我かしらぬ事とて
他の事とやかしにあるのかぜ下に見わや
気と能武士の雅のつよくして人にに関と
いやかる剛強武勇の人にかゝるとみ捨
こなすものなり

第六○人間心不乱武心乱あき人分別三ヶ条之事

一 右大通大徹発明仁の次たるべきはおもひの
乱るゝひつほとつゆへ下におる者ハ心不乱まう
よきこゝ地をしり乱する故心よゆへ下に
弥々世間の人よかまへもと剛強なる出
乃人さへおそれきわまり能及侍中ハ武ハ悪
き親類なとに分別ありよくよれるなとてこれあ
此ハ能々こそれ思ふやうにてこそまことてらん
君をもとにて地のうつきて武勇をたけ

まことゝいふこゝろもとに人のものなとゝいふ事
うるさき地ある人さへ有能よろしくやなといふ人
弥々とおもふ武芸備を仕るハゆへ下に迷ふや

二 一 右大辞なるみの人をも大人哉小せうと合点せよ
なとに能識せよつまりいふにまつき似合の武
道なくしつまらねるとハおる術なり能下ニ必ス
能及侍中よ分をしり人を見るうへハ大なるの
よ見るからハ可ある子細ハまづ得ニ正疑を
とつきとゝ必ず正疑あとにするものなる人

夫れ心ハ君臣上下共ニ天地の性まて心に
ちりほとも私なし心をすへ用ゆる氣ハ心よく
うんき大なり惡氣なくして心かまへすけて氣をち
て何しき天地まてあるへしと也付
將為仕人ハよし先手やうりものにハ生悪
かりけまも悪かるハ心をしてあくひやと使ふは
勢さとして氣にもとさやあくひやしまて
あしきとも是ハ心なきものてんさくする
三、弟大将人ハ使ふ役事半纔者也終ハ不及
中まも大将たる人をも何しき人をも能やうまもるハ
こゝろえのやうにて能なるや相亦あしき大将ハ
能武士をも見くたし大将の人の見けしすく
將為人をもしらて我中皆悉く何事
なるハ大将の仕渡侍るみちれてあしき勢也
射をも人まも大将のあくひやしあしく中まも悪とも
まけそて将角のわたりしてもけてしせまた
なるものや付者もまた人万人より三人なる
相又あくひやし者とあるハ武人会て一人より

侍るよく大勇小勇の心に付人を勤弁する事
なり

第一ニ　偽りすき人

第二ニ　欲ふかひすき人

付　偽る者ハ必欲ふかひすき者也

大武人の者を甲州武田の家ニてハ中ニ
おそくりのとおさたなるを

○伎有弱者廿三箇条之事

一　ぐちにて分別なくして恥をしらざるハ
みれんおくびやうなる人也　付　ぐちなるも鈍なる強
なる心の人ハ又りちぎにおもはれてぐちなれて一
第ニ心をおこし無理ニ強を施してける其強物
人ハわが意にある儀にて武義の道ニハ一向にさ
ならぬに程子継なりや当ハ詐なく嫁ひ
すきるすなくつよなすきと他のすきと乱れ代

二　ぶかひなき人ハ大形その道のくびのおとハ
るしの利根なる物なり

三　けいはくなる気よく人をだまし　名侍乃

氣ニ入ル事必定なるべし

四 関東の國にあるとしかくれなき者ハ
お郷らハ此方のひなすき人や

五 人ニ能事をすゝめてしかも針利根
なる氣かぎりも心多して木かくニ栄て
能ニ万ところさすものを賜り

六 若うしてよくしこそわざ前尾なる人なれ
を袖らしかる者ハ婦のひなすき之地前や

七 郷親と中合ひゐるをそこさし当りて見く

乃なきを□んの人親と中何しき人の徳を
迷ハをみくハ不あひすきを施まそ能病者し
少人なる

八 何ふ背を及侍事ニ切らるされてしかるべき
可討れ不存ハ少ひする能病の部分なる

九 名れ能病者をとらみ意に仕合ものも
つうきも人そ芝も能病ニ数や

十 此婦のひなすき人ハこ見君の御前へ百年の酒
なとの時ハ志つきなし にん人もある毎ニわすれるき

事にハ人のうへ海へまいるも人をなをすまつりつへし
色てこなたくれハひなりと忠臣よりも甚也

十一 人を召つかひ邪欲ふかくして将らく物
を取あつめをよく仕武者具足をこしらへ
家々ていかほとも兵を友侍衆を狼藉たるの
武具をとりたく威をまし所以も不の
いましに見臆病の気よりおこる也
是の武具仕るに何の威をまし可
申心外ニる也

十二 武士よつきては人のあしまかせまふ事もさら
要らなる不儀の様子に見も臆病の故也

十三 馬よ死にとすまでしてくらしれてくみそ
其の馬代十両か二十両ふみ出る金
惜み勿論ねし我侍衆をへるこそ他出
なるも不の何にも死後に無の気よりおこる也

十四 刀脇指綺也刀とりとしつて必定太く利を
可取とおもひゐつさ臆病の気よりおこる也

十五 侍衆中にしに申わの座外中ことしれ天すも天ノ哉

扂敷に得しかりしもしうらん利根の邪
智あらく云る猿の邪なる言もの理非
をさらゆる代人の能者をたのミか顔元へ
すり抜を理非中しよりも武士かんらん候寸
取りも俤あひなる兆段病の氣あらおて
十六 おのれか知行百姓として年貢所務も不致役を
け行本迄切とると百姓をたとへはしまへは
とるもとよ紙理をとあるとぞ股病の介さ
云地よりおて無稱 知行は云宮の仕分行

わか道は心法飛入はなまるもと義理云々の心
何分いかるをとうやましい百姓を何をれとのをれ
物もつぼなく似ひあひもすきおくはのも地
よもおろ御おか宮人なる
十七 似かうるもの抛も嘩人弗あらくのをへ年多くぬ
くに因ぬく切て云るとけれ切て不定ぬ
十八 云るるとの帷子も巾を私をそ後して知り
たゝ井あぬけるみあるく家風やけれ切て不定く
十九 大名ともいふを人力の陰をあるとぬきおのれか

かしらからなる犯は武蔵の御奉行へわたし候

はかんなきは法度大盗人を申付候に多分殺害

は悪事をもし不浄語るおよび行儀風を

存せて席中の事を定なすべし

二十 侍気主君は修行のためちかひては寺入いたした

わか座敷の事をくりかへしてうつとも主君の

法の事まで修理ものる家くつていつと何る

主君をおもしろき正儀かしなる犯すべし

廿一 主君をたまし何様にも法度を拘るを許すを殺

業務ある殺伐すれば奉行なさを付て年

ありはしらは七百年めつすこうつとも申はかなき家

中は諸人をしろくら犯は偏に家老気が頼

人不穿鑿の至さなるべし

廿二 法掟の事してハ掟を長き両月に不存え

様くたづしと申はにの重てを法方帰

いわれくあるハ能つてそれ御奉行へ申入頼

て大事をのましてなく掟針たくと申は

主人を利殺なるべきお吟味申しつけるを

者と諸人うらやミおもへる家中ミなく
こゝろよきことなるや

九三
功もなくて知行をとりたる縁者まて能
人とおもわれ家中皆けいはくつかひ
するやうなり仍如件

○右座家中ニ諸人思ふ九十三ヶ条之始ル
本ハ古家高名之頭人思致之邦国大勝記

一 頭元わるき者をかゝへ家のためにもならぬ者を不存邪
欲にてわろき精気ありのまゝ見立より見立の中

申て縁者とくミされ相頭元より入ぎんさく
なしに知行たくさん取られ新参者なと
するゆへ本来おもひつけらるゝや

二 国の大名も物領ハ大形おやハの代十代の譜代
元の忠臣も忠臣忠功の元多ハ何ま
でにお頭元の精気をとられ家来人
とも頭されうち心にて忠臣と必定い
うくて用ひ不足なり

三 右新参ハお頭人の精気れさんおやもなる

我ハ御門跡方へ出入せし縁者に成切りて
諸人に不礼を仕り不織者の仕事ハ其の道か
仕ゐしまでたくすることおもハんハ見苦しれ候
よく可存子細かしなくて御用にて候
乃目に立てすなる也

四
右之様成家風ハ備に関大将と有弱大将と
侍大将と申して此三大将の役目あるまじき也
家中能気して大将大せ三ヶ条ヽ為ケ候
くてことすき未練のかくこさに如何也 付心ハ心

定大将ハ人をよくかんがへ知るべし 一

五
右此の大将の家中ハ下から似合ふとして去申
の様かくそ諸役者に申つけ抱事行なる
伺の人へ大将にまへ不申しなすき大将只常
の人々ハ仕立にして候役者の仕様也
しこそ前尾不足くあらうさ事 計
なくんば也

○
近代右之通に家中悪敷は候
大将御心得

一　関東乃官領上杉則政ハ人を見知給ハぬ
闇大将なり

二　西国大内義高ハ　外義高も心有翁に
して家老の甘楽とも侍大将ぬかれく
出落されたまふ

三　則政ハ菱野上原なと二人邪道の利を
以欲の如く伎女人に乞ら欲を起し上杉
家の大事を翔り十五日の沸礼計也
定て猶も関東の諸家流会津黒河奥

流をハ所月計と作法を定むるハ大将流也
吉作をとえくさこの寺ともみなり

四　大内殿ハ家老の上杉太内の家の継流を忘
られ不知をくれ太内家の知行をて乞ひ
思ふ侍をと義高ハ諸家なり相文乞ひ
まつらさる侍をハ大内殿へ伝へて将て
のけ試ハ追放して乞ハ安藝の毛利元就
と内通して終ぬの太内殿をたやして
跡を取能ちとふらし関将大将の

勝れ之上乃恥辱國持の出勢ハ必定有弱

将の戦ニ也なり

五

國を五ヶ國ニ持終大将ハ一かいの御心強

なるニ付ても武略智略計策ハ三ッ

を不弁かくましき者のまくれ者之

なく大敵ニあひて小勝して扇下をい

くりをさへ無理成合戦をなすと出名

此ころ上ニ入をなきニ付上杉輝虎弾正少弼

中を能見思召長尾ニ一戦して武田信玄此家

減少の此ニ到の前勝頼も傷大将ニて

此存候て御文綴ニ此使入候侍大将

也ニそ小競して武篇者弓矢の智識

ニある者大形討死ハ相勝頼ニ此向ハ御文ニ

てハ道三節万々所十町為さら三西ニて

の合戦長篠城のおち入城内濃奥平九八

郎と小迫合のうへて長ひきりとるニ至而

までの合戦や強も赤孤塵の孤し年九

方にて敵ニなる共同の破軍をも大原丸万ニて

辰巳午の三時ハ小武ハ丑寅へ向ひ旺門と
南ニ行り唯一騎の後の河を越前一人
の本三年の事にて三河の姉川田切二つに信長
父子三人へ家康父子両人合せて大将揃の
人数なれ勝頼ハ人数一万七千と云ひ
すれ子も藤塚のおさへに千余騎にて二万の
敵を以て辰巳午三時の方の合戦ニ味方
崩れさる時前ハ尺への御人へおかる敵を幾
度も追入勝負ハかわらす以後是大将

鉄炮ニ當て死して馬場美濃内藤修理斗
前の如く其家の遺言まて聴をさらぬ故りハ
皆おのしとのゝ事て後宮をおかへりて是
ふこ天正月六月中ニ大宮といへ勝頼と云ふ者
新しき細ハ武田より二度目の使ニ遠江
駿河相ハ當下かりて上総を終りとへ一日
の加勢可申也と後殆戦乱の大将として負自
信玄相の月ハ家康遠江小山をまきゝ信玄
ニ寄後結もて小山の城と家康其後下して

ひとゝせ戊子の年三月高天神への陣来りて
家康の旗本の陣横須賀迄勝頼公押詰
給ひ備ハ信玄の能く人を使ふによつて
敵名将の威光を以出件

○大将六ツ之事

一ニ 明大将　二ニ 名大将
三ニ 悪大将　四ニ 傍大将
五ニ 闇大将　六ニ 有弱大将

一ニ 右批判四ヶ条ハ国を滅す大将として弓箭
を取給ハ世を治る事ハ不稀也

二ニ 名大将とも悪キ事なし

三 悪大将とハ悪くして弓箭を取て国を治め給ふ
名大将也　大政入道清盛悪キ事何れとても
此一代弓箭ハ勝利也

四ニ 傍大将ハ心強きれとてかくてさくらなる他より
せて頭て敵にあしらけと見せ給へハ家能き
家老をうしなひ沼身によそ付て
能き能侍を忠功といふ家中の能臣法を

取失ハ勝負又要さかさまし元来猶宗之
云ゐ初ゟして縁帖まて件の廿三ヶ条々
授与被成れハ当座秘勝極し侍大将に
てもそれハ必定国大将有職大将同事
也国大将有職大将之事ハ不及書ニ如件
○当代日本ニ而上下共ニ御法仕大将軍

一 箇条之事

一 平家太政入道清盛云

二 源家頼朝云同御舎弟義経云

三 北條時頼云

四 源尊氏云

五 源義貞云

六 古ハ大将ニ而清盛云平家一門大仏を焼たまひ帝王へ合んたいハ毎く第二悪ニ而て名将なれとも二ツ悪大将とハ申は

七 頼朝云也御舎弟義経云当時大将の上文義朝云法逆之法度之様官也手国手方法され八ツ毎ニ文為義云をましく毎子にれたらも乱世也

八 大和義経法子頼朝云ハ法切なし附件の清

然ニ頼朝を誅し可戸と何る時それとなるを三
本書ニ爲ニ大なる法志ハ國ハ正統の忠
孝文の加ふ記を悉くうらみても天下を治
日本紀を不弁ものは文由をし成敗を能
大宇ニ治め得ぬよりは法を許して已に凡私案
天下をわそれを從頼朝公の正統正道の
知し末代迄の大物部一揆を指てよりの人
頼朝公を信しらるへき仮借無之也
九
頼朝公天下の法係まりしくの不審数
我天よりら古典を深し子細本
書史し武氏継紀何の功を然已に難ず
みらくるる平家を西國へ押出せし武
家着なられハワの邪欲んを記し非の仕舞
よ田舎よわより不道の不識多く也
十
然の不識者の諸人不審数ふたいの判
そこみて我疑を指称説の不審数を是
やし御なり
十一
頼朝公法字文ふ字家ハ九条家千年天下を取て

志ても月卿雲客のまじはりも平家の一門
にかきりしかはきやしや風流の武人
鎌倉殿寛くらゐて関東を治遠国侍
とつきし法より諸人に平家のくくとたくらん
られけるに法遠て思ふこまり木曽殿を指
誠すの子思業更文の法ある列古今なかしま
進なる帆の名大将する頼朝公の法会
少月毎殿をして毎様に見え給ひ義経に殺
給と蒲殿へらはしと名利の様子や範頼

ゐへ三万五千義経ゐへ弐万五千是は化法
なる梅法人合りん蒲殿へいすゞみ殺ぬ給ふ
し法会事乎義経ゐへはひゆる給ひ是は
様子やと動弁結要く武や出仲并初
平家退治に木曽殿を是とせらるゝ正
然ゐ半とん名人の薬師のこゐ薬の正
く也しけいふり国乃大将に桐欲せい
望又并歎世小次郎殿の町屋にて
桃猪年と仕合ゐるしまて大勝のらる

かのうま二伯の謡成なきすへしとて小
笠原諷を家附に召され謡セしむ甚
後又ある人かの伯の謡清也と
給へと申侍小笠原をいかならんか
ひくするか此ます聞へ申すなる大
事也かしと聞取逃ましきとて也諷る
まのとも二人ぞ小笠原らう人なりと
謂也謡やます侍小笠原申には物なる
以前より申る謡はかし謡は道成

知て知てやいまの人も謡とあきし人
取とも不侍とも申もやや何の道にし
ちとの習に名人になし独中国将は弓箭
小大将より敵大将を敵世事は擬し
患皆名業師の大より少事は病に同
業なりかし　右小笠原か謡は如し口傳

○當代ハ戦國盛ニ而諸國中ニ

一ニ　安藝毛利元就云　二ニ　相州北条氏康云

三　甲州武田信玄入道晴信云　四　越後謙信入道

輝虎云

五　奥会津盛氏云

一　六　尾州織田信長也

一　六大将の中にても三大将ハ必定弓箭勝れて
名誉有る大将也　一ニ甲州武田信玄
二ニ越後謙信輝虎云　三尾州織田信長
此三大将也　信玄ハ大永元年に生れ辛
巳年也　謙信ハ享禄三年庚寅の生
れ也　信長ハ天文三年甲午の年也

一　信玄十四歳の時より伐始をし中御時父
信虎公の代まで是迄物の頸を伐終へと
申して物を信虎公切二度目を河帥殿ニ
被仰付信虎公の御手をさしきより河帥殿
十三の時より是　能々伐は三番目ニ信玄公
御代は未立事ならぬ色悪く御手婦る
いゝ由ふそこしまして又信虎は去年以翔信玄
切損の終ふ役の御父去々年信玄
の色なきを杯をよく御笑は家老の小
山田古備中守を召して甘利備前板垣

駿河西人に語てそれより一入信玄をうやまひ申候子供まで申傳

一 信玄公彼侯之儀小性勇猛孫次郎西田源左衛門
三枝吉八郎金丸平八郎なと申衆をさし免
候よりも信玄を急ニ業を為とよく
存仕事の甚行手段まて

一 此儀を代とせし人毒を飲河内河へ捨て
行なさる

一 此もし此毛し火をうちやきて捨る

一 此手水を切りし者に出でとさせ給ひし武篇う
たがふくなく此事去中にて信玄人を
よく見知り給ふ故なり

一 信玄公ハ十六歳より五十三歳の四月十二
日に他界まて卅八年之間弓箭をとりて敵
に押付をみせ給ふ事一度もなし然れ共ハ前
方味方の積り敵の積り働き入国地形の
積り味方かての積り以前万事積りて此上
にも又敵も下々迄大小上下共に敵味方とも

然猿上手成ハ此大形の此筆文ニ少ヘ如件

一 信玄ハ十四歳にて此手松虫取給ふかや
とかろきて是大将ハ草をわけて捕ハ
入させ給ふ常の者ハ乗る次まて取や

一 雲雀の巣をも常の身のほとハ親雲雀出
とくへとまりたる所をとらへてける信玄ハ
十三の此年麦畑ではこちらの中雲雀の巣を
又ハ走り所をとらへて大将ならべて取なし
組をわけて此取る程一度ニ十巣廿巣し
取給ふ事也と雖も此者ハ一つも残らず
て取針書にあると

一 謙信公年十二十三の二年六千六郎の聖也
つまて越後のある国の国々をめくらし給ふ
国の様子相ハわかれ由物の子まて知りき哉
と申給ふ取かん若と可知為にも新

一 加様ニ此人年し取まかり沢と云お預人ニ三年ハ
前ニ河ありといへ謙信の肉取此同意せる
取とり謙信さるとてハまかり沢の内へ落給と

不意に出合ひことく東上野新田へ謙信は
さらされ候時川をこし武三騎にて惣人数の
十里先へ物見に越しける鉄炮にて打ずして
と陣営不さらん道三挺の鉄炮にて燃えたに
由良沢うこまて居らぬ所へいはるへき
忠節なる因にいろき働様如何か様に
大事可有之とて新田へ来る事に候
に謙信をよく見知るかと申ても筈戦人
家をあけ陣をも武く候やと申しける謙信

間となり由良沢を陣息被成候は謙信
これ人の国利上手なりや

一　謙信は十四歳にて武者の人数をあれ七千の数
正景にかち給

一　関東きさ井の陣にて脇見の時水かくしに
て静城攻めさすへき様の里にかくし名称
可有候哉又不也

一　信玄をあてれき時紙をれ雑をあつらへ
手きれをかし太刀かくされ鞘をこらへ

矢のます針にて自分ハさのミ不移妙也

一 信玄公ハ小性森わらんをこらしましまして信玄
公の法式をきらひいひ色かまへて打て行定
てあらたに大庭の前大将へ入たを見出候

一 右森わらんあるに付信玄公御用を被仰付
御前にめし針の妙を見れとたまハれてい
余し无にかへりて妙術

一 右のわらんに附此度の扉下の戸の立
寄るを信玄失念ゆへに御意わらんに立て
此れと被仰付置てはしそれより人を明て
たてく候つもに拾ニツにて信玄公いわらんと被仰
公いわらん申ハ将の為にて法度を守り
く軽身にものと申候妙術と申とも軽身にあらさ
なき小性元を以大将を拾ニ三人よりも強く
なるハ信玄公名将にて人を能くしるゆへ矢
の法を守り剛強微妙の智恵よりもおこる也
此法可申分繕要して尽妙伴

早稲田大学図書館
011888006607